

令和7年度 浜松市国内特許等出願費補助金 — 公 募 要 領 —

—国内特許等の出願を行う中小企業者に経費の一部を助成します！—
—コーディネーターによるハンズオンサポートも受けることができます！—

浜松市では、国内の特許出願等を行う浜松市内の中小企業者等に対して、特許等の知的財産を活用した事業展開を支援し、地域産業の振興及び雇用の拡大を図る目的で、経費の一部を助成します。また、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構のコーディネーターによる多岐に渡るサポートを受けることができます。

1 補助対象者

次の全てに該当する中小企業者等

- (1) 浜松市内に事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する会社または個人）又はそれらで構成される共同体。ただし中小企業者であっても、同一の大企業が発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を所有している、または複数の大企業が発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を所有している場合は対象外とする。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 給与所得者を雇用する場合、市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者の指定を受けていること。
- (4) 当該年度に浜松市国内特許等出願費補助金の交付決定を受けていないこと。

2 補助対象事業

補助対象期間（令和7年4月1日から令和8年2月末日まで）に（1）～（3）に該当する出願が完了し、かつ補助対象経費の支払いが完了するもの。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に基づく特許出願
- (2) 実用新案法（昭和34年法律第123号）に基づく実用新案登録出願
- (3) 意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠登録出願

※ 1申請1出願とします。（複数の出願をまとめて1つの申請とすることはできません。）

※分割出願、国内優先権出願、変更出願等の特殊出願は補助対象外です。

※他の団体等から助成を受ける場合は、その金額を補助金交付額から控除します。

3 補助対象経費

- (1) 出願に必要となる特許庁手数料
- (2) 出願に必要となる代理人費用
- (3) 先行技術調査費用（上記(1)(2)と同時申請の場合に限る。）

※ 各種税金、振込手数料、通信費、出願審査請求費用及び実用新案出願における1～3年の登録料等は補助対象外となります。

※既に出願が完了したものであっても、出願が補助対象期間内であれば年度当初に遡って経費

- が補助対象となります。
- ※先行技術調査費用は、補助対象期間以前に支払いが完了している場合でも補助対象となります。
- ※他の事業者との共同出願の場合には、申請者の持ち分比率に応じた経費をもって補助対象とします。ただし、申請者が実際に負担する額を超えて補助対象とすることはできません。
- ※PCT 出願の場合、上記（２）に係る費用は日本国内（日本国特許庁）への移行手続きのみ補助対象となります。

4 補助金の額

補助対象経費の 2 分の 1 以内 上限 15 万円

- ・原則として、交付決定した額が補助金の上限額になります。
- ・補助金要綱に定める上限額に達していない場合に、事業実施中や事業実施後に想定外の経費がかかったとしても補助金の増額は原則できませんので、当初の補助金申請時に、必要と見込まれる経費を漏れなく申請してください。
- ・補助金申請額の総額が予算の範囲を超えたときは、申請額に対して減額するなどの調整を行い、補助金の交付決定を行う場合があります。

5 申請手続き等の概要

(1) 受付

受付時間
提出先

月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時まで（祝日除く）
公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

＜公募開始＞
令和 7 年 9 月 5 日（金）



＜事前ヒアリング（必須）＞
令和 7 年 10 月 31 日（金）まで

※事前に申請書類を送付いただき、個別で日時を調整後、
対面によるヒアリングとなります。
※訪問先 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構



＜公募締切（申請期限）＞
令和 7 年 11 月 28 日（金）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出書類

※応募書類は浜松市の HP からダウンロードできます。

<法人の場合>

- ・ 交付申請書（第 1 号様式）
- ・ 定款の写し（最新のもの）又は履歴事項全部証明書（発行後 3 か月以内）の写し
- ・ 会社概要が確認できる資料（パンフレット等）
- ・ 直近 2 期分の決算書
- ・ 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し（今年度分）又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書
- ・ 補助対象経費の内訳が分かる見積書の写し
- ・ 先行技術・意匠等の調査結果が確認できるもの
- ・ 共同出願の場合は、経費負担及び権利の持分比率について規定した契約書、覚書等の写し
- ・ その他市長が必要と認める書類

<個人事業主の場合>

- ・ 交付申請書（第 1 号様式）
- ・ 会社概要が確認できる資料（パンフレット等）
- ・ 税務署に提出した直近 2 期分の所得税確定申告書(第 1 表)の写し又は受領印のある開業日が記載された個人事業の開業・廃業等届書の写し（E-Tax 申請の場合は受信通知の写しも含む）

※個人事業の開業・廃業等届書の写しは事業所の所在地と納税地が確認できるもの。

※所得税確定申告書(第 1 表)は事業所の所在地と納税地が異なる場合は開業届の写しが必要。

- ・ 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し（今年度分）又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書
- ・ (申請者が個人事業主で市外在住者の場合) 当該申請者が在住する市町村の納税証明書
- ・ 補助対象経費の内訳が分かる見積書の写し
- ・ 先行技術・意匠等の調査結果が確認できるもの
- ・ 共同出願の場合は、経費負担及び権利の持分比率について規定した契約書、覚書等の写し
- ・ その他市長が必要と認める書類

(3) 採択の決定

書面審査で採択を決定します。※申請内容に関してヒアリングを行うことがあります。

評価基準は以下の点です。

- ・ 出願の目的・必要性
- ・ 権利化の可能性
- ・ 実施の状況
- ・ ビジネスプラン（事業計画）
- ・ 自社事業への貢献度
- ・ 地域経済への波及可能性

※審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

(4) 個人情報について

申請にあたり提供いただいた個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係

法令等を遵守し、適正な取り扱いを致しますが、採択された場合は、事業者名、事業名、事業概要等を市のホームページで公表するほか、新聞等への掲載依頼、関係機関への資料提供等を行いますのでご承知おきください。

(5) 申請内容に変更があった場合について

申請内容に変更があった場合は、第6号様式「変更承認兼変更交付申請書」及び必要書類をご提出ください。

提出先 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

提出時期 変更した日以降、速やかに

※必要書類については、変更内容によって異なる場合があります。事前に公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構にご相談ください。

※(例) 会社名の変更、代表者名の変更、住所の変更 等

(6) 通知

採択又は不採択の決定は、申請者あてに書面で通知します。

国内特許等出願支援事業費補助金の流れ



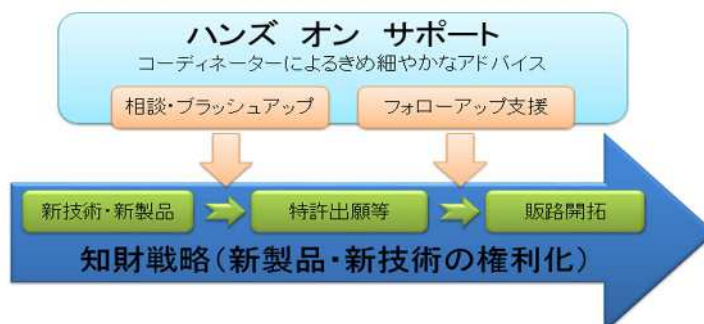
ハンズ オン サポート

～ コーディネーターによるきめ細やかなアドバイスをを行います ～

本補助金の採否にかかわらず、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構のコーディネーターが、中小企業者の特許出願等の取り組みに対するサポートを継続的にを行います。

また、特許出願後の出願審査請求料、特許料の特許庁料金に関する中小企業向け「減免制度」の活用などについても支援します。お気軽にご相談下さい。

ハンズ オン サポートの概念図



【 補助金交付決定・交付 】

浜松市 産業振興課

〒430－8652 浜松市中央区元城町 103－2

TEL : 053－457－2319 FAX : 053－457－2283

HP : <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

E-mail : sangyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

【 申請受付・お問い合わせ先 】

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

事業推進部 事業支援グループ

〒432－8036 浜松市中央区東伊場二丁目 7 番 1 号 浜松商工会議所会館 8 階

TEL : 053－489－8111 FAX : 053－450－2100

HP : <https://www.hai.or.jp/>

E-mail : search@hai.or.jp

※各種申請書類は公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構にご提出ください。申請内容や事業の進捗等について公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構からヒアリングをする場合があります。
補助金交付決定の通知、補助金の支払い等は浜松市が実施します。